三月以上延滞債権
貸出条件緩和債権
正常債権
［八～チ　略］
［四～六　略］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ヘ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

［一～三　略］

四　銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　銀行持株会社及びその子会社等の有する債権（別紙様式第十二号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行つている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
危険債権
三月以上延滞債権
貸出条件緩和債権
正常債権
［八～チ　略］
［五～七　略］
［2～4　略］

別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社
代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］
（記載上の注意）
［１～７　略］

第１　［略］

三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
貸出条件緩和債権に該当する貸出金
［加える。］
［八～チ　同上］
［四～六　同上］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

破綻先債権に該当する貸出金
延滞債権に該当する貸出金
三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
貸出条件緩和債権に該当する貸出金
［加える。］
［八～チ　同上］
［五～七　同上］
［2～4　同上］

別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社
代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］
（記載上の注意）
［１～７　同左］

第１　［同左］